

○大和郡山市空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大和郡山市空家等対策計画に基づき、良好な町家及び未流通の空き家が利活用されるよう所有者及び利用者に普及啓発することを通して、空き家を活用したまちづくりを推進し、観光地として相応しい歴史的な街なみの形成と地域の活性化を図るため、大和郡山市空き家バンクを設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 大和郡山市内に存する物件で現在使用されていない（使用されなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 物件登録者 第4条第2項の規定による登録完了の通知を受けた申込者をいう。
- (4) 利用希望者 大和郡山市への定住等を目的として空き家の利用又は活用を希望する者をいう。
- (5) 利用登録者 第5条第2項の規定による登録完了の通知を受けた利用希望者をいう。
- (6) 空き家バンク 空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から提供を受けた情報を、定住、起業等を目的として、空き家の利用又は活用を希望する者に対して提供し、紹介を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家物件の登録申込等)

第4条 空き家バンクの登録を受けようとする所有者等は、大和郡山市空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）及び市税納付状況等調査書兼暴力団等の排除に関する同意書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による物件登録申込みがあった場合は、その内容を審査し、空き家バンクへの登録を適当と認めたときは、大和郡山市空き家バンク物件登録完了通知書

(様式第3号)により、当該申込者に通知するものとする。

3 第1項の申込みをした者に市税の滞納があった場合又は申込みをした者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであるときは、前項の登録は行わないものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録がなされていない空き家であって、かつ、空き家バンクに登録することが適当であると認めるものについて、所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(登録物件の利用登録申込等)

第5条 前条第2項の規定により登録された空き家(以下「登録物件」という。)の利用希望者は、大和郡山市空き家バンク利用登録申込書(様式第4号)に誓約書兼暴力団等の排除に関する同意書(様式第5号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による利用登録申込みがあった場合は、その内容を審査し、当該申込者が次の各号のいずれにも該当するときは、大和郡山市空き家バンク利用登録完了通知書(様式第6号)により、当該申込者に通知するものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に利用し、地域住民と協調及び連帯ができる者

(2) その他市長が空き家バンク利用者として登録することが適当と認める者

3 第1項の申込みをした者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであるときは、前項の登録は、行わないものとする。

(登録の有効期間及び再登録)

第6条 第4条第2項及び前条第2項の規定による登録の有効期間は2年とし、再登録を妨げない。

2 前2条の規定は、前項の再登録について準用する。

(変更の届出)

第7条 物件登録者は、申込事項に変更があったときは、大和郡山市空き家バンク物件登録事項変更届出書(様式第7号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 利用登録者は、申込事項に変更があったときは、大和郡山市空き家バンク利用登録事項変更届出書(様式第8号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第8条 市長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク物件登録台帳への登録を抹消するとともに、大和郡山市空き家バンク物件登録取消通知書（様式第9号）により、当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
- (3) 物件登録者から登録抹消の届出があったとき。
- (4) 登録の有効期間が経過したとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項第1号及び第3号の場合において、物件登録者は大和郡山市空き家バンク物件登録取消届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用登録者台帳への登録を抹消するとともに、大和郡山市空き家バンク利用登録取消通知書（様式第11号）により、当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
- (3) 利用登録者から登録抹消の届出があったとき。
- (4) 登録の有効期間を経過したとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

4 前項第3号の場合において、利用登録者は大和郡山市空き家バンク利用登録取消届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(利用申込等)

第9条 登録物件の売買、賃貸借等の交渉を希望する利用登録者（以下「交渉希望者」という。）は、大和郡山市空き家バンク登録物件利用希望申込書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

(所有者等と交渉希望者の交渉等)

第10条 物件登録者と交渉希望者の交渉及び売買、賃貸借等に関する契約は、当事者同士の責任において行うものとし、市長は直接これに関与しないものとする。

2 交渉及び売買、賃貸借等契約に関する疑義、紛争等については、当事者間で解決する

ものとし、市長は直接これに関与しないものとする。

(情報提供)

第11条 市長は、必要に応じて、物件登録者及び利用登録者に対して、空き家バンク物件登録台帳及び空き家バンク利用登録者台帳に登録された有用な情報を提供する。

(個人情報の取扱い)

第12条 空き家バンクに係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大和郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月大和郡山市条例第25号）その他関係法令等に基づき適正に取り扱わなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の要綱にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。